# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

萩市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行ない、よって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・個人情報を処理する業務を外部に委託する場合は、秘密保持に関する規定を契約に含め個人情報の保護に万全を期している。

### 評価実施機関名

山口県萩市長

### 公表日

令和7年10月17日

[令和6年10月 様式2]

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	国民年金に関する事務				
②事務の概要	国民年金法に基づき、国民年金に係る各種申請・届出に伴う受理・審査に関する事務処理を法定受託 事務として行う。 ①国民年金被保険者の資格取得・喪失等の届出事務 ②年金受給に伴う裁定請求事務 ③国民年金保険料の免除等申請事務				
③システムの名称	国民年金システム、団体内統合宛名システム、窓口ソリューションシステム、宛名管理システム				

#### 2. 特定個人情報ファイル名

1. 国民年金被保険者ファイル 2. 受給年金受給者ファイル 3. 老齢福祉年金受給者ファイル 4. 特別障碍者給付金受給者ファイル 5. 宛名基本ファイル

#### 3. 個人番号の利用

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月 31日法律第27号) ・第9条第1項 別表46の項

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

5. 評価実施機関における担当部署							
①部署	市民部市民課						
②所属長の役職名	市民課長						
6. 他の評価実施機関	6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・語	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求						
請求先							
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ							
連絡先	郵便番号758-8555 山口県萩市大字江向510番地 萩市市民部市民課 電話:0838-25-3239 fax:0838-25-3225 E-mail:simin@city.hagi.lg.jp						
9. 規則第9条第2項の適用	FI CONTRACTOR OF THE CONTRACTO	]	]適用した				

適用した理由

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数								
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
いつ時点の計数か			令和7年10月1日 時点					
2. 取扱者	2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満			
いつ時点の計数か		令和7年10月1日 時点						
3. 重大事故								
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし			

# Ⅲ しきい値判断結果

## しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

# Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類					
[    基礎	項目評価書	]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び			
2)又は3)を選択した評価実施されている。	施機関については、それ・	ぞれ重点項目評	価書又は全項目評価書において、リス	ク対策の詳細が記載		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)						
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[  十分である	) ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[  十分である	) ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[  十分である	) ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1	]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[  十分である	) ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネット	ワークシステムを	・通じた提供を除く。) [	]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[   十分である	) ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ O ]接続しない(入手) [	]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[  十分である	) ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢>				
8. 人手を介在させる作業	[ ]人手を介在させる作業はない				
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢>				
判断の根拠	・特定個人情報の入手の際は、窓口において本人確認書類による本人確認を厳格に行った上で行っている。 ・申請者から提供を受けた個人番号が記載された書類は、課内の特定の場所で、管理・保管し、漏洩対策を講じている。				
9. 監査					
実施の有無	[O]自己点検 []内部監査 []外部監査				
10. 従業者に対する教育・	· 啓発				
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない				
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する				
最も優先度が高いと考えられ る対策	[3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策  (選択肢> 1)目的外の入手が行われるリスクへの対策 2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9)従業者に対する教育・啓発				
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> (選択肢> (また) 1) 特に力を入れている (また) 2) 十分である (また) 3) 課題が残されている				
判断の根拠	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(行政機関等編)等を踏まえ、リスク管理、不正アクセスに対する対応策などを学ぶ機会を設けており、不正使用に対するリスクへの対策を講じている。				

#### 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月24日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象	平成27年2月23日時点	平成29年3月1日時点	事後	
平成29年3月24日	人数 いつ時点の計数か IIしきい値判断項目 2. 取扱	平成27年2月23日時点	平成29年3月1日時点	事後	
平成29年8月4日	者数 いつ時点の計数か I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属	阿武 守	廣石 泰則	事後	
平成30年3月23日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象	平成29年3月1日時点	平成30年3月1日時点		
平成30年3月23日	人数 いつ時点の計数か IIしきい値判断項目 2. 取扱	平成29年3月1日時点	平成30年3月1日時点	事後	
平成30年4月1日	者数 いつ時点の計数か   I 関連情報 5. 評価実施機	市民部市民課	市民生活部市民課	事後	
平成30年4月1日	関における担当部署 ①部署 Ⅰ 関連情報 7. 特定個人情	郵便番号758-8555	郵便番号758-8555	事後	
平成30年4月1日	報の開示・訂正・利用停止請 I 関連情報 8. 特定個人情	<u>山口県萩市大字江向510番地</u> 郵便番号758-8555	山口県萩市大字江向510番地 郵便番号758-8555	事後	
	報ファイルの取扱いに関する I 関連情報 5. 評価実施機	山口県萩市大字江向510番地	山口県萩市大字江向510番地		
平成30年5月21日	関における担当部署 ②所属	市民課長 廣石 泰則	市民課長	事後	
令和1年6月27日	IIしきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	平成30年3月1日時点	平成31年3月1日時点	事後	
令和1年6月27日	IIしきい値判断項目 2. 取扱 者数 いつ時点の計数か	平成30年3月1日時点	平成31年3月1日時点	事後	
令和1年6月27日	Ⅳ リスク対策	(新規)	評価書のとおり	事後	
令和3年9月1日	<ul><li>Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報</li><li>Ⅰ 関連情報 5. 評価実施機</li></ul>	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和3年9月1日	関における担当部署 ①部署	市民生活部市民課	市民部市民課	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請	萩市市民生活部市民課	萩市市民部市民課	事後	
令和3年9月1日	「関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する	萩市市民生活部市民課	萩市市民部市民課	事後	
令和3年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	平成31年3月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱 者数 いつ時点の計数か	平成31年3月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	
令和6年4月5日	IIしきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	令和3年8月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年4月5日	IIしきい値判断項目 2. 取扱 者数 いつ時点の計数か	令和3年8月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和7年9月1日	I 関連情報 3. 個人番号の 利用 ②法令上の根拠	第9条第1号 別表第一 31の項	第9条第1号 別表 46の項	事後	
令和7年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報	番号法第19条第8号 別表第二	番号法第19条第8号 別表	事後	
令和7年9月1日	1 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報 連携 ②法会上の規拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・50の項	(別表における情報提供の根拠) ・46の項	事後	
令和7年9月1日	「関連情報」4. 情報提供ネットワークシステムによる情報	(別表第二における情報照会の根拠)	(別表における情報照会の根拠)	事後	
令和7年9月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請	fax:0838-25-3053	fax:0838-25-3225	事後	
令和7年9月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する	fax:0838-25-3053	fax:0838-25-3225	事後	
令和7年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象	令和6年4月1日時点	令和7年9月1日時点	事後	
令和7年9月1日	人数 いつ時点の計数か IIしきい値判断項目 2. 取扱 者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年9月1日時点	事後	
令和7年9月1日	T	(追記)	評価書のとおり	事後	
令和7年9月1日	IVリスク対策 11. 最も優先度 が高いと考えられる対策	(追記)	評価書のとおり	事後	
令和7年10月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民年金システム、福祉年金システム、統合宛 名システム、総合案内システム、総合照会シス テム	国民年金システム、団体内統合宛名システム、 窓口ソリューションシステム、宛名管理システム	事前	
令和7年10月20日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	令和7年9月1日時点	令和7年10月1日時点	事後	
令和7年10月20日	IIしきい値判断項目 2. 取扱 者数 いつ時点の計数か	令和7年9月1日時点	令和7年10月1日時点	事後	